

役員等の報酬及び費用に関する規程

社会福祉法人 東 桜 会

平成29年5月25日

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人東桜会(以下「法人」という。)定款第9条及び第29条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、法人事務所又は施設を主たる勤務場所とする常勤の理事をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 報酬とは、社会福祉法第45条の35に規定する報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費(宿泊費を含む。)、手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 法人は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤理事には、常勤理事俸給表(別表1)に基づき定例役員報酬を支給することができる。ただし、施設の職員を兼務する常勤理事には、これを支給しないものとする。
- 3 役員等には、役員賞与及び役員退職慰労金を支給しない。ただし、施設の職員を兼務する常勤理事には、法人が別に定める給与・退職金規程(以下「給与規程」という。)により支給することができる。

(報酬額の決定)

第4条 次の各号に掲げる事由の一により、役員等に1日につき5,000円の報酬を支給する。ただし、常勤理事にはこの報酬を支給しない。

- (1) 法人の会議に出席したとき。
 - (2) 監事が法人の監査を行ったとき。
 - (3) 法人が実施する事業の用務に従事したとき。
 - (4) 法人以外の団体や機関が主催する事業、会議、研修等に、理事長の命により出席又は参加したとき。
- 2 法人の常勤理事の定例報酬月額、常勤理事俸給表のとおりとし、各々の常勤理事の報酬月額は俸給表のうちから、理事長が評議員会の承認を得て、決めるものとする。

(報酬の支給方法)

第5条 役員等の報酬は、実績によりその都度支給する。

- 2 前項の規定にかかわらず、常勤理事の定例役員報酬は、給与規程に規定する支給日に準じて支給するものとする。
- 3 定例役員報酬の支給日及び支給方法並びに定例役員報酬より控除する額等支給に関する詳細は、給与規程に準ずる。

(費用)

第6条 法人は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、法人が別に定める旅費に関する規程によりこれを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。
- 3 前2項の規定は、法人の評議員会、理事会、監査及び各種委員会に出席する場合には適用しない。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第45条の35に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月22日から施行する。(平成29年6月22日評議員会決議)
- 2 役員及び評議員の報酬等に関する規則は廃止する。

(別表1)

常勤理事俸給表

号	月額(円)	号	月額(円)
1	100,000	11	300,000
2	120,000	12	320,000
3	140,000	13	340,000
4	160,000	14	360,000
5	180,000	15	380,000
6	200,000	16	400,000
7	220,000	17	420,000
8	240,000	18	440,000
9	260,000	19	460,000
10	280,000	20	480,000